

**就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

令和6年9月26日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業」（以下「本事業」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 競技対象業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 「就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業」一式
- (2) 業務の仕様等 業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託契約額の上限 28,994,680円（消費税及び地方消費税を含む）。

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

2 プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部雇用労政課（担当：高野）

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7290（直通）

電子メールアドレス koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

3 スケジュール

| 項目 | 日程 |
|----------------------|---------------------|
| (1) 公告 | 令和6年 9月26日（木） |
| (2) 質問書の提出受付期限 | 令和6年10月 2日（水）17時まで |
| (3) 質問書に対する回答期限 | 令和6年10月 4日（金） |
| (4) プロポーザル参加申込書等提出期限 | 令和6年10月 9日（水）17時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年10月18日（金）17時まで |
| (6) プレゼンテーション実施日 | 令和6年10月24日（木）午後 ※予定 |
| (7) 審査結果の通知 | 令和6年10月25日（金）以降 |
| (8) 契約 | 令和6年10月25日（金）以降 |

※上記の内容はプロポーザルの実施状況により変更となる場合があります

4 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要

綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に、国及び地方自治体から本事業に準ずる業務の受託実績があること。
- (8) 有料または無料の職業紹介の許可を受け、インターネット上において求人者と求職者がマッチングできるサービスを運営していること。

5 プロポーザルに係る書類の交付

福島県商工労働部雇用労政課（以下「雇用労政課」という。）のホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/>

6 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、**就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業公募型プロポーザル募集要領等に関する質問書（様式1）**を次のとおり提出するものとする。

(1) 受付期間

令和6年10月2日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

原則として電子メールにより雇用労政課に送付すること。電子メールの件名は「【質問】就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。なお、電話による質問には応じない。

電子メールアドレス koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年10月4日（金）までに雇用労政課のホームページに掲載する。
なお、質問者名は公表しない。

7 プロポーザル参加申込及び参加資格審査

プロポーザル参加者は、**就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1）**（以下、「プロポーザル参加申込書」という。）、**事業者の概要（様式3）**、**業務実績書（様式4）**を次のように提出するものとする。なお、**事業者の概要（様式3）**は事業者の業務内容や支店、営業所等の組織体制を表すものであって、既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものであれば、指定様式に代えて提出することができるものとする。

(1) 提出方法

雇用労政課（担当宛）に持参又は郵送で提出すること。

(2) 提出期限

令和6年10月9日（水）17時まで（必着）

(3) 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加申込書等を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続きに参加できないものとする。

(4) 参加資格審査

プロポーザル参加申込者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を参加資格確認通知書（様式6）により通知するものとする。

8 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書等を提出した者は、次の(3)で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

(1) 持参する場合の提出方法

令和6年10月18日（金）17時までに雇用労政課へ提出すること。

(2) 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便（福島県商工労働部雇用労政課あて親展）にて、**令和6年10月18日（金）17時まで**に雇用労政課に到達するように送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

- ・ 表紙には**就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業企画提案書（様式5-1）**を使用し、その他の様式は任意とする。
- ・ 規格及び量は、A4判20ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。
- ・ ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。
- ・ 文字のフォントは、12ポイントを基本とすることが望ましい。

※ 企画提案書の内容

別添「就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、以下の内容については必ず盛り込むこと。

- ① 新卒向け合同企業説明会当の連携開催〔仕様書4（1）ア、イ関係〕

- ・開催イベントの内容、時期、場所等の具体的な想定
- ・集客や話題性が見込めるアイデア、実施方法等

② 参加対象者への広報活動について〔仕様書4（1）ウ関係〕

- ・参加対象者への広報手段（参加者への広報にあたっての工夫等）について
- ・WEB広告の具体的な手法

③ 特設ページの作成について〔仕様書4（2）ア関係〕

- ・ランディングページを掲載する媒体のアクセス数、掲載求人数、会員数

なお、掲載求人数については、本提案書作成時点における、福島県内を勤務地とした求人の掲載数を記載すること。また、可能であれば、登録者の居住地域（北海道、東北、関東、東海、近畿、中国、四国、九州の八地方区分を単位とする）及び年齢層が分かるデータも記載すること。

- ・ランディングページのデザイン案
- ・ランディングページへの導線の想定

④ 特設ページの広報活動について〔仕様書4（2）イ関係〕

- ・ランディングページ流入への具体的な手法

⑤ その他業務実施にあたってのノウハウ、強み等

イ 本業務統括責任者（様式5-2）

ウ 受託後の執行体制図（様式5-3）

配置人員の業務分担が分かるよう具体的に記載すること。

エ 直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）

オ 定款（写し）

カ 経費積算内訳書（様式5-4）

本業務の履行に要する経費を全て盛り込み、委託契約額の上限（項番1(4)参照）の範囲内で見積もること。

(4) 提出部数

正本1部、副本(写し)4部 ※すべてA4判

(5) 留意事項

企画提案書等はプロポーザル参加申込書提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

9 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案

イ プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者又はプロポーザル参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 項番1(4)に示す委託契約額の上限額を超える提案

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

10 企画提案書等の審査及び委託候補者の決定方法について

(1) プレゼンテーション審査

審査会は令和6年10月24日（木）に実施する予定としており、実施時間等詳細については参加申込者に対して別途連絡する。

プレゼンテーション審査会への出席者は1社あたり2名以内とし、説明時間は15分、質疑時間は10分、計25分程度とする予定。

審査にあたっては、評価点の合計が大きい順に順位付けを行う。その結果第1位となった者を最優秀企画提案者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。

(2) 評価基準

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-------------------|--|-----|
| 業務理解 | ・ 本事業の目的や業務内容を理解した内容となっているか。 | 5 |
| 企画性① 仕様書4(1)関係 | ・ 提案されたイベント内容や広報の手法については、対象者の関心を引き付け、参加を促進するような魅力的・効果的なものとなっているか。 | 30 |
| 企画性② 仕様書4(2)関係 | ・ 提案されたランディングページの内容や広報の手法については、県内企業の情報を対象者に訴求するものとなっているか。 | 30 |
| 業務遂行能力① | ・ 運営する求人情報サービスは、本事業の目的達成に十分な掲載求人数、会員数を有しているか。 | 20 |
| 業務遂行能力② | ・ 提案内容を確実に履行可能な体制となっているか。 ・ 本事業に類似する事業の実績があり、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。 | 10 |
| 経費積算内訳 | ・ 積算単価や数量は妥当なものであり、具体的な内訳が示されているか。 ・ 提案内容と整合性はあるか。 | 5 |
| 小計 | | 100 |
| 加点措置 | ・ パートナーシップ構築宣言を宣言しているか。 | 2 |
| 合計 | | 102 |

(3) プロポーザル参加者への審査結果の通知

県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。なお、提案した内容等をすべて実施可能と決定したものではないことに注意すること。

(4) その他

最優秀企画提案者の総得点が満点の6割に満たない場合には、最優秀企画者として決定しないこととする。この取扱いは、次点企画提案者も同様とする。

なお、最高の総合得点を獲得した企画提案者が複数となった場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。

また、提案者が1案のみであった場合には、総得点が満点の6割以上の場合にのみ、最優秀企画提案者として決定するものとする。

1.1 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、**就活サイトとタイアップした企業情報発信支援事業公募型プロポーザル参加辞退届（様式2-2）**を雇用労政課に持参又は郵送の方法により提出すること。

1.2 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

上記4「プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者は財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

1.3 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

1.4 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

(契約保証金の減免)

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。